

大阪市教育委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立クラフトパークについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立クラフトパーク条例（平成11年大阪市条例第38号）第17条前段の規定に基づき告示する。

令和8年4月16日

大阪市教育委員会教育長 多田勝哉

1 施設の名称

大阪市立クラフトパーク

2 指定管理者

東京都練馬区桜台一丁目1番6号

ジェイコムウエスト

構成員 株式会社ジェイコム東京

株式会社総合管理

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当）